

## 日本スポーツミュージアムネットワーク参加要項

### 第1条 名称

本ネットワークは、「日本スポーツミュージアムネットワーク」（以下、「本ネットワーク」という。）と称する。

### 第2条 位置付け

本ネットワークは、スポーツ資料を有する団体等の連携強化を目的として、独立行政法人日本スポーツ振興センター秩父宮記念スポーツ博物館（以下、「秩父宮記念スポーツ博物館」という。）が自らの事業計画に基づき実施する国内外の関係機関との連携事業の一環として、関係機関との協力を円滑に進めるために設ける任意の枠組みとする。

### 第3条 理念

本ネットワークは、スポーツの歴史・文化・価値を次世代に継承し、地域社会及び国際社会におけるスポーツの意義を広く伝えることを通じて社会に貢献することを理念とする。

### 第4条 目的

本ネットワークは、スポーツ基本法第7条の趣旨を踏まえ、スポーツ文化に関するネットワークを構築し、前条の理念を実現することを目的とする。そのため、以下の方針に沿って参加団体との情報共有及び意見交換を行う。

- (1) スポーツ文化の継承と発信
- (2) 知見と資源の共有
- (3) 持続可能な運営と発展
- (4) 多様な連携と共創

### 第5条 活動内容

本ネットワークは、前条の目的を達成するため、参加団体との情報共有及び意見交換を通じて、次の活動に寄与する。

- (1) 各種資料情報の収集及び共有（横断型スポーツ資料の情報検索等）
- (2) 協働による文化発信（共同展示・企画展等）
- (3) 知的資源の収集と共有（研修会・シンポジウム等）
- (4) 人材育成及び情報発信基盤の整備（ウェブサイト・ニュースレター等）
- (5) 調査研究及び資料の共同活用
- (6) 地域・教育機関等との連携
- (7) その他目的達成のために必要な事業

※ 個人情報・機密情報の共有は行わないものとする。

### 第6条 参加団体

- (1) 本ネットワークに参加する団体（以下、「参加団体」という。）は、本ネットワークの理念及び趣旨に賛同し、参加の意思を表明した団体とする。

- (2) 前項の参加の意思表示は、秩父宮記念スポーツ博物館に提出する連携確認書にて行う。
- (3) 前項の意思表示を行った団体は、特段の支障がない限り、参加団体として登録されるものとする。
- (4) 参加団体は、電子メールその他秩父宮記念スポーツ博物館が適当と認める方法により、いつでも参加を終了することができる。

#### 第7条 運営委員会

- (1) 本ネットワークにおける連携のあり方等について協議を行い、運営を円滑に進めるため、「日本スポーツミュージアムネットワーク運営委員会」（以下、「運営委員会」という。）を設置することができる。
- (2) 運営委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、別途定める。

#### 第8条 参加費

本ネットワークに関して、参加団体から参加費その他の金銭的負担は求めない。ただし、参加団体が相互に行う連携活動に要する費用は、当該団体間で協議の上、負担するものとする。

#### 第9条 要項の変更

本要項の変更が必要な場合には、秩父宮記念スポーツ博物館が原案を作成し、参加団体の意見を参考にした上で、必要な修正を行うものとする。

#### 附則（令和8年1月29日決裁）

本要項は、令和8年2月12日から施行する。